

広報 あんなか

11/1

vol.176
2020(令和2年)

あんなかで
見て・遊んで・泊まろう

安中で楽

しむ

秋





あんなかで見て・遊んで・泊まろう

安中で楽しむ秋

秋も深まり遠出を控えている人も今年の秋は、市内の施設や観光地の良さを再確認する良いチャンスです。今月号では、市内の楽しめるスポットを紹介します。各スポットを巡った後に市内に宿泊し、ゆっくりとした時間を過ごし、安中での非日常を満喫してみてくださいいかがでしょうか。

現在行われている「安中おもてなしキャンペーン」は、市民も利用できます。4・5ページで登録宿泊施設をご紹介します。

安

中地区では、安中まち歩きコースが2つあります。「新島襄ヒストリート」と「安中城址ヒストリート」です。それぞれのコースを合わせて、「襄・城ヒストリート」と呼ばれています。ひとりでも簡単に史跡めぐりが楽しめます。



▶新島襄旧宅



▶武家長屋



▶八重が淵

安中城址ヒストリート

旧碓氷郡役所→大泉寺→西広寺→東光院→熊野神社→八重が淵→本丸跡→安政遠足の碑→根岸松齡の碑→旧安中藩郡奉行役宅・武家長屋
 所要時間：約2時間10分(見学時間含む)
 距離：約2.2km

問合せ▶☎観光課観光係(☎内線2622)

新島襄ヒストリート

安中教会→旧安中藩郡奉行役宅・武家長屋→妙光院→便覧舎址→龍昌寺→新島襄旧宅
 所要時間：往復約2時間20分(見学時間含む)
 距離：約5.8km

このほかにも、中山道には、旅人できわまった街道の名残が随所に見られます。



▶板鼻本陣跡



▶杉並木

のぞいてみてください
大きな石の穴から

碓氷峠が見えますか？

武士の心身の鍛錬のため、碓氷峠まで武士が走った「日本マラソン発祥」である「安政遠足侍マラソン」が毎年5月に開催されています。

文化センター駐車場にあるこの安政

遠足の碑の穴をのぞくと、峠コースのゴールである碓氷峠を見ることができます。ぜひ、足を運んでみてください。



松

井田地区には、鉄道遺産が多く残り、遊歩道として整備された「アプトの道」は、信越本線アプト式鉄道時代の廃線敷を利用して、横川駅～旧熊ノ平駅の約6キロメートルを歩くことができます。国の重要文化財である旧丸山変電所をはじめ6つの橋梁と10の隧道

があり、めがね橋を代表する鉄道煉瓦構造物群などの碓氷峠鉄道遺産にふれることができます。

（一社）安中市観光機構が主催の「廃線ウォーク」も人気のコースです。普段は歩くことができない廃線を歩くことで、当時の様子や非日常を味わうことができます。



▲碓氷湖



▲峠の湯



▲旧丸山変電所



▲唱歌「紅葉」の碑

アプトの道ハイキングコース

信越線横川駅→碓氷峠鉄道文化むら→碓氷関所跡→旧丸山変電所→峠の湯→碓氷第三橋梁(めがね橋)→旧熊ノ平駅→碓氷湖→峠の湯

所要時間：約4時間

距離：約13km

このほかにも、中山道には、旅人できわまった街道の名残が随所に見られます。



▶五料の茶屋本陣



▶碓氷関所跡

空から安中の映像を
見てみよう

（一社）安中市観光機構がドローンなどで撮影した映像をYouTubeの各アカウントから見ることが出来ます。「廃線ウォーク」のVR映像やその他の映像をぜひご覧ください。



▲あんとりっぷ



▲廃線ウォーク

市内を満喫した後は、市内の宿泊施設に泊まって、普段とは違うひと時を過ごしてみたいか。「安中おもてなしキャンペーン」を利用できる施設をご紹介します。

こちらの宿泊施設を1人1泊あたり4,000円(税抜)以上の場合に、3,000円割引(もしくはキャッシュバック)となります。GoToトラベルキャンペーンとの併用も可能です。詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

「安中おもてなし
キャンペーン」
を利用しよう

問合せ▶ 観光課観光係(☎内線2622)



せせらぎの湯
桜や作右衛門

創業130年で若山牧水ゆかりのお宿です。碓氷川のせせらぎ、ほかほかの温泉をお楽しみ頂けます。



雀のお宿 磯部館

碓氷川沿いに佇む純和風旅館です。落ち着いた趣の和造りの客室でゆっくりとお寛ぎください。

磯部温泉



お風呂・お食事すべて
貸切できる宿 旭館

こんな時だもの全て貸切！近くていいね、あなたのまちの小さな宿。



ふわふわ豆腐鍋の
おいしいお宿 見晴館

名物のふわふわ豆腐鍋は湯豆腐にすると"とろとろ"。磯部温泉ご当地グルメをどうぞお召し上がりください。



舌切雀のお宿
ホテル磯部ガーデン

舌切雀のお宿。男女計4つの大浴場と併設の露天風呂を楽しめます。マスコットのおちゅんがお待ちしております。



金湯館

母さん僕あの帽子どうしたでしょうね？
で思い出す水車が残る山の宿。
源泉掛け流しの温泉が自慢です。

霧積温泉



夕焼け小焼けのお宿
高台旅館

温泉街を見下ろせる高台に位置しております。鳥の声 虫の音 四季の花々に囲まれてのんびりできますよ。



小島屋旅館

創業明治12年。昔は湯治宿でした。今はひとり旅の方、ゴルフの方、ご家族で…と幅広いお客様をお迎えしております。



旅館覚泉荘

低価格で心温まる 満腹の手料理を朝夕にご提供。大浴場で お仕事の疲れを癒してください。



湯沢館

地元食材を使用したお料理と川のせせらぎ、鳥のさえずりの聞こえる自然豊かな山あいの静かな癒しの一軒宿。



いこい旅館

国道18号沿いにあるいこい旅館は、家庭的なあたたかい宿として親しまれております。観光、ゴルフ、合宿等でのご宿泊でご利用いただけます。



古久屋旅館

群馬県ストップコロナ!対策認定店
・GoToトラベル パターンA事業
・安中市グルメチケット販売参加(会食、法事に)



ホテルルートイン安中

朝食バイキング無料、大浴場完備。ぜひ当館でお寛ぎくださいませ。スタッフ一同心よりお待ちしております。



ビジネスホテル 宝泉安中館

松井田妙義インターからお車約8分。緑に囲まれた閑静な宿です。日ごとに替わるお食事をぜひご堪能ください。



碓日のお宿 東京屋

東京屋の自慢は群馬県の旬がたっぷり詰まった全品手作りの和洋折衷のお料理です。四季の味覚をご堪能ください!



ゲストイン 八城の杜

森のコテージで過ごす極上の休日。里山の癒しを再発見、ゆったりと過ごす休日のスタイルを提案しています。



ビジネスホテルKAWA

高崎、前橋から最も近い安中市のビジネスホテルです。別棟コテージでは、御家族、小グループのバーベキューが出来ます。



ヴィレッジ東軽井沢 ゴルフクラブ

妙義山の懐に抱かれ、霧積川に沿って展開する18ホールをお楽しみください。プレー後は、天然温泉で至福の時間を!



熱海倶楽部 東軽井沢ゴルフコース

ホテル棟はクラブハウスの2階にある為、ゴルファーの方には最適な宿泊施設です。

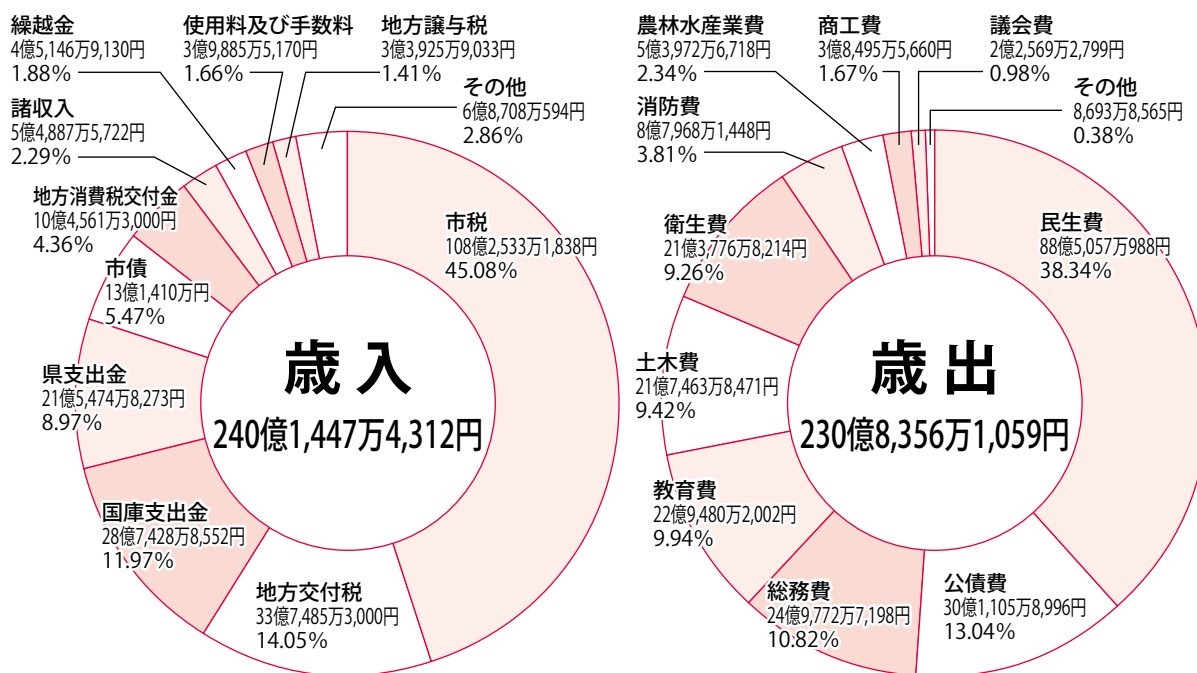


レーサムゴルフ&スパ オーベルジュ ルミエア

山々に囲まれた豊かな自然を眺めながら、18ホールをお楽しみください。フラットで広大なコースのため、初心者でも女性でも安心してご利用いただけます。

一 般 会 計

本市の令和元年度一般会計総額は、歳入240億1,447万4,312円、歳出230億8,356万1,059円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支は9億3,091万3,253円、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は、8億7,511万5,253円で、黒字決算となりました。



歳入・歳出用語の解説

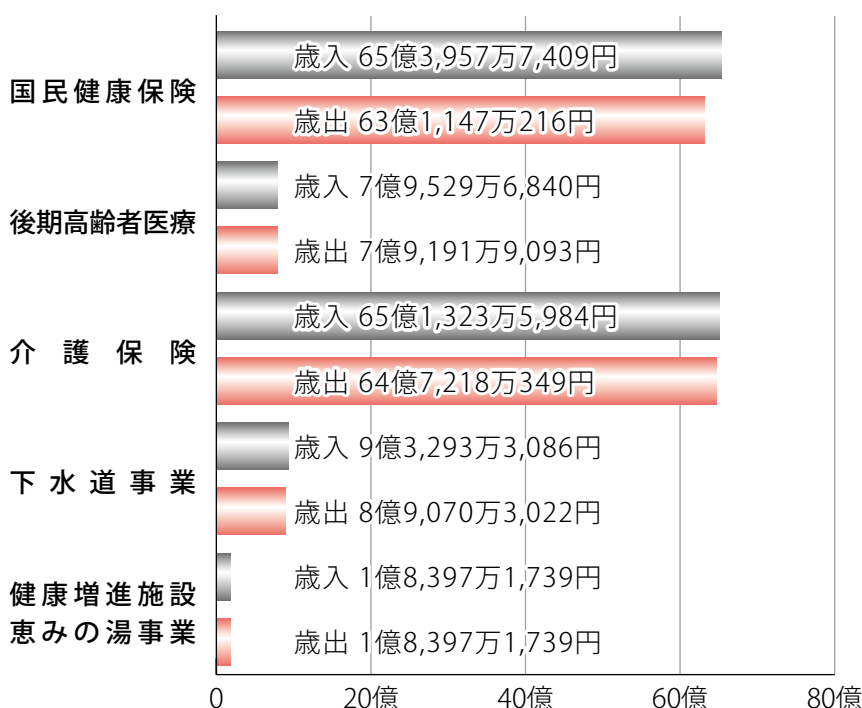
市 税…市民税・固定資産税・軽自動車税など
 民生費…福祉の充実、子育て支援などの経費
 公債費…市債の償還や利子の支払いに要する経費

特 別 会 計

特別会計は、特定の事業のために一般会計と切り離して経理しているもので、本市の令和元年度の特別会計は国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、健康増進施設恵みの湯事業の5つの特別会計で構成されています。

特別会計総額は、歳入が149億6,501万5,058円、歳出が146億5,024万4,419円で、歳入歳出差引残額は3億1,477万639円の黒字決算となりました。

各特別会計の歳入・歳出額は右のグラフのとおりです。



水道事業

収益的収入及び支出

水道事業収益	
営業収益	12億1,796万6,702円
営業外収益	9,012万751円
特別利益	618万7,123円
水道事業収益合計	13億1,427万4,576円

資本的収入及び支出

資本的収入	
企業債	1億3,710万円
他会計出資金	1,726万2,674円
他会計負担金	0円
固定資産売却代金	0円
工事負担金	2,553万6,114円
国庫補助金	0円
資本的収入合計	1億7,989万8,788円
不足額	4億9,083万9,496円

水道事業費用	
営業費用	10億7,000万2,529円
営業外費用	1億5,515万3,645円
特別損失	0円
予備費	0円
水道事業費用合計	12億2,515万6,174円

資本的支出	
建設改良費	2億9,984万1,490円
企業債償還金	3億7,089万6,794円
予備費	0円
資本的支出合計	6億7,073万8,284円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億9,083万9,496円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,461万9,775円、当年度分損益勘定留保資金4億3,277万7,498円及び建設改良積立金3,344万2,223円で補てんしました。

病院事業

収益的収入及び支出

病院事業収益	
医業収益	18億8,351万1,509円
医業外収益	7億3,576万2,680円
病院事業収益合計	26億1,927万4,189円

資本的収入及び支出

資本的収入	
他会計負担金	1億1,410万6,685円
企業債	2,448万円
資本的収入合計	1億3,858万6,685円
不足額	1億1,101万4,651円

病院事業費用	
医業費用	25億9,730万3,986円
医業外費用	5,601万1,049円
予備費	0円
病院事業費用合計	26億5,331万5,035円

資本的支出	
建設改良費	2,695万3,620円
企業債償還金	2億2,264万7,716円
資本的支出合計	2億4,960万1,336円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,101万4,651円は、当年度分消費税資本的収支調整額202万4,157円及び過年度分損益勘定留保資金1億899万494円で補てんしました。

介護サービス事業

収益的収入及び支出

介護サービス事業収益	
営業収益	3,699万3,365円
営業外収益	229万5,105円
介護サービス事業収益合計	3,928万8,470円

資本的収入及び支出

資本的収入	
資本的収入合計	0円
不足額	80万9,808円

介護サービス事業費用	
営業費用	4,695万1,182円
営業外費用	272円
予備費	0円
介護サービス事業費用合計	4,695万1,454円

資本的支出	
建設改良費	80万9,808円
資本的支出合計	80万9,808円

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額80万9,808円は、過年度分損益勘定留保資金80万9,808円で補てんしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、下記のとおり公表します。

○健全化判断比率(単位:%)

	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.76	20.0
連結実質赤字比率	—	17.76	30.0
実質公債費比率	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	2.5	350.0	

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、赤字額が算出されないため「—」で表示しました。

○資金不足比率(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
病院事業会計	—
介護サービス事業会計	—
下水道事業特別会計	—

※全ての会計で資金不足が算出されないため、資金不足比率は「—」で表示しました。

「空き家バンク」に

登録しませんか 農地もセットで登録できます

●空き家バンクの仕組み



空き家バンクを利用して 購入(賃貸)した物件に対する補助

- ① 改修費補助 (改修費の1/2 上限20万円)。
 - ② 家財処分費用補助 (処分にかかる費用が5万円以上かつた場合、処分費用の1/2 上限10万円)。
- *ひとつの物件に対して受けられる補助は、いずれか一方です。



空き家バンクを利用した契約成立状況(R2.9.1時点)

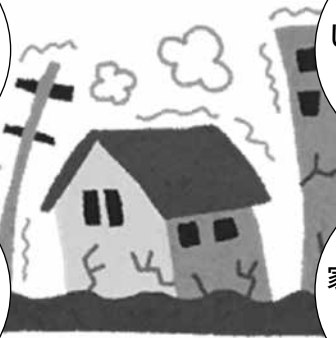
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録物件数(累計)	26件	50件	64件
契約成立件数(累計)	6件	27件	32件
成約率	23%	54%	50%

あんなか日和 🔍 で検索

「空家等対策の推進に関する特別措置法」
空家等は個人の資産です。管理者
または所有者には、空家等を適切に
管理する「責務」があると定められて

空き家の瓦や
窓ガラスの落下
で通行人が怪我
をしたり

放置された
庭木に、害虫・
害獣が巣築
したり



不審者が侵入
したり、ごみの
不法投棄を
されたり

草木が隣の
家や道路に越境
して迷惑を
かけたり

「空き家」を
放置していませんか
空き家を放置すると
こんな危険があります

市では、空き家の解消と移住・定住促進を目的に、空き家の情報を提供する「空き家バンク」制度を創設し、売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい希望者のマッチングを図っています。一定の審査はありますが、登録費用は一切かかりません。市内の空き家を「売りたい・貸したい」と思っている人は、ぜひ空き家バンクにご登録ください。

います。屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり、損害賠償が問われる可能性があります。

空き家を解体する という選択も

空き家のまま放置してしまうと経年により老朽化が進み、敷地内の草木の繁茂なども合わせて、地域や道路に対して問題や危険を及ぼします。第三者に被害を与えた場合の責任は、所有者などが負わなければなりません。地域の良好な景観を守り、安全で安心な暮らしを送るため、自発的に空き家を除却する場合に、市では解体費用の一部を補助しています。

◇空家除却費補助金
補助金額 建物解体費用の1/3(限度額20万円)

※個人が所有する戸建て住宅(店舗併用住宅含む)で、安中市内に本社(本店)がある解体事業者に依頼して除却する場合など一定の条件があります。

空き家のことでわからないことや悩みごとがありましたら、まずは☎️地域創造課までご相談ください。

☎️地域創造課地域政策係 (☎️内線2631)

ぐんま緑の県民税



里山や平地林の整備を行う地域住民 やNPO、ボランティア団体 に対しての補助があります。

「地域住民による里山機能の回復」を支援します



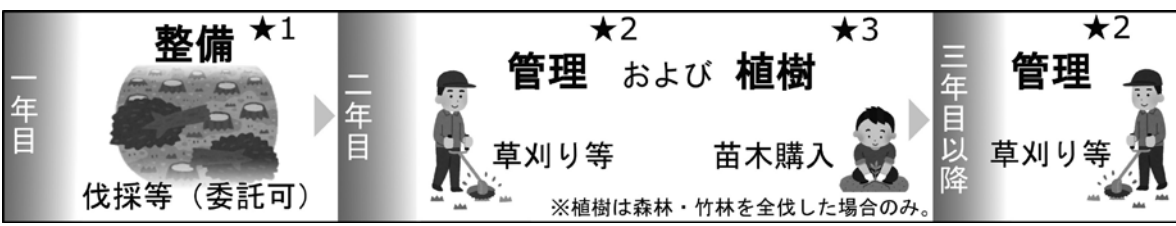
倒木や野生動物増加の原因

実施前：土塩 竹之内地区(H27)



実施後：同地(現在)

【事業の流れ】



※各段階において、報告書などの書類の提出が義務づけられています。

【補助金額】

	区分	補助金額	補助対象
★1	整備	(森林)	2,800円/0.01ha(100㎡)
		(竹林)	10,000円/0.01ha(100㎡)
★2	管理	1,000円/0.01ha(100㎡)	伐採委託費、機器購入貸借費 消耗品費(手袋など)、昼食茶菓費 燃料費、会議室使用料、保険料
★3	苗木購入	3,000円/0.01ha(100㎡)	苗木購入(高木性)

※作業の対価として請求することはできません。

【ぐんま緑の県民税について知りたい人】

群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/04/e3000101.html>
 群馬県 環境森林部 森林局 森林保全課
 (TEL: 027-226-3278) FAX: 027-223-0463 e-mail: shinrinho@pref.gunma.lg.jp

【申請を希望する人】 …令和2年12月中に下記へお越しください。

安中市役所 産業政策部 農林課 林政鳥獣対策係(松井田庁舎)
 (TEL: 027-382-1111) FAX: 027-386-4111

群馬県が実施する「令和3年度 ぐんま緑の県民基金」事業のうち、「地域活動推進」事業により、里山や平地林の整備(非営利活動)に対して補助を受けようとする団体を募集します。

☎ 農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線2618)

人事行政の運営等の状況

■職員の任免および職員数

(1) 職員の任免状況(令和元年度中 医療職含む)

採用者数…21人 退職者数…22人

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		対前年 増減数	
	H30	H31		
普通会計部門 一般行政部門	議会	5	5	0
	総務	109	109	0
	税務	35	33	-2
	民生	65	65	0
	衛生	44	43	-1
	労働	1	1	0
	農林水産	30	29	-1
	商工	10	10	0
	土木	42	40	-2
	計	341	335	-6
普通会計部門 教育	教育	80	80	0
	消防	2	3	1
	小計	423	418	-5
	公営企業等会計部門 病院	148	140	-8
	水道	34	33	-1
下水道	11	11	0	
その他	38	38	0	
小計	231	222	-9	
合計	654	640	-14	

※普通会計部門における人口10,000人あたり職員数71.90人(類似団体の人口10,000人あたり職員数73.93人)

(3) 採用試験の実施状況

区分	申込者数	合格者数
中級試験(R2.4.1採用)	68人	10人
初級試験(R2.4.1採用)	7人	2人
社会人経験者(R2.4.1採用)	10人	1人

※医療職を除く ※初級試験の合格者数のうち、1人は辞退

■職員の福祉および利益の保護

(1) 職員の健康の保持増進対策

毎年、定期健康診断を実施し、職員の健康の保持増進に努めています。

(2) 職員厚生会に対する助成の状況

項目	金額など
①職員厚生会に対する助成金額	4,429千円
②会員による掛金の額	11,508千円
③公費負担率:①/(①+②)	27.8%
④会員1人あたりの補助金額:①/会員数(643人)	6,888円

■公平委員会の業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和元年度において、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和元年度において、不服申立てはありませんでした。

■職員の分限および懲戒処分

(1) 分限処分 職員の勤務実績が良くない、その職に必要な適格性を欠くなどの場合に行われる処分、免職・休職・降任・降給があります。

(2) 懲戒処分 職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に行われる処分、免職・停職・減給・戒告があります。

イ 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	2人	21人	57人	87人	49人	65人

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	90人	83人	80人	53人	41人	12人

合計…640人

ウ 職員数の推移

年度 部門別	H26	H27	H28	H29	H30	R1	過去5年間の増減数(率)
一般行政	336	338	342	341	341	335	-1 -0.3%
教育	95	93	92	84	80	80	-15 -15.8%
消防	0	0	2	2	2	3	3 -
普通会計	431	431	436	427	423	418	-13 -3.0%
公営企業等会計	242	238	241	236	231	222	-20 -8.3%
計	673	669	677	663	654	640	-33 -4.9%

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

市民の皆さんに、市役所について、より一層のご理解をいただけるよう、令和元年度の市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。
なお、より詳細な内容については、市ホームページ(<https://www.city-annaka.lg.jp/>)で公開しています。

〔本秘書課給与厚生係(☎内線1031)〕

(4) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		安中市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	185,700円	180,700円
	高校卒	148,600円	151,900円	148,600円
技能労務職	高校卒	148,600円	147,500円	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額
の状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
一般行政職	大学卒	247,200円	278,500円	320,700円
	高校卒	225,900円	234,000円	278,600円
技能労務職	高校卒	—	—	283,700円

(6) 一般行政職の級別職員数等の状況
(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長	10人	2.7%
6級	参事	7人	1.9%
5級	課長・主幹	42人	11.4%
4級	課長補佐・係長・主査	97人	26.2%
3級	主査・主任	113人	30.5%
2級	主事・技師	86人	23.2%
1級	主事補・技師補	15人	4.1%

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

期末手当…年間2.6月分

勤勉手当…年間1.90月分

※職制上の段階・職務の等級により役職加算が5～15%あります。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

勤続35年…自己都合退職:39.7575月分

勸奨・定年退職:47.709月分

※定年前早期退職特例措置(2～20%加算)

※退職時特別昇給はありません

ウ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

税務手当・社会福祉業務手当・火葬業務手当・夜間看護
手当・拘束手当など17手当

エ 時間外勤務手当(水道・病院・介護サービス事業を
除く)

支給実績…107,193千円

職員1人あたり平均支給額(令和元年度決算)…230千円

オ その他手当(平成31年4月1日現在)

扶養手当・住居手当・通勤手当・管理職手当

■ 職員の退職管理

(1) 退職者による依頼等の規制

退職者が離職後2年間、離職前5年間に属した部署の職員
に対して、職務上の行為をするように、又はしないよう
に要求・依頼することを禁止しています。

(2) 届出

退職者で管理・監督の地位にあった職員が、離職後2年
間において営利企業等に就職した場合は、速やかに届
け出なければならないとしています。令和元年度末にお
ける退職者の再就職等の状況は次のとおりです。

本市再任用等	3人
計	3人

■ 職員の服務

営利企業等の従事状況

職員が営利企業等に従事することは制限されています
が、消防団などの活動には許可を得て従事させています。

■ 職員の研修

研修の実施状況(主なもの)

ア 一般研修 6種 受講者数 のべ 82人

イ 特別研修

(ア) 専門研修 11種 受講者数 のべ311人

(イ) 派遣研修 31種 受講者数 のべ 60人

(ウ) 自主研修 自主研究グループ構成員 10人

■ 職員の人事評価

人事評価を人事管理の基礎および職員の人材育成に
活用し、公共の福祉やサービスの資質向上に繋げるた
め、実施しました。

評価の種類	業績評価・能力評価
対象職員	全職員
評価者	課長(相当職を含む)以上の職にある者

■ 職員の勤務時間・その他勤務条件

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間…38時間45分

始業時間…午前8時30分

終業時間…午後5時15分

(2) 休暇の種類

年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇

■ 職員の休業に関する状況

育児休業および部分休業

育児休業…子の養育のためその子が3歳に達する日ま
で取得できます。

部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子を養育
する場合に1日2時間を超えない範囲で取得できます。

■ 職員の給与

(1) 人件費の状況(令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和元年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 (B/A)
57,187人	23,167,803 千円	875,115 千円	3,728,622 千円	16.1%

※平成30年度の人件費率16.4%

(2) 職員給与費の状況(令和元年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
418人	1,502,520 千円	280,702 千円	604,823 千円	2,388,045 千円	5,713 千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額
の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
安中市 (一般行政職)	40.4歳	309,900円	370,063円
安中市 (技能労務職)	49.8歳	310,500円	343,324円
群馬県	43.5歳	335,500円	407,721円
国	43.4歳	329,433円	—

今、あなたの力が必要です

安中市消防団員募集中



安中市マスコットキャラクター
こうめちゃん

安中消防署防災係 (☎381-5881)



▶文化財防火デーに伴う訓練

「消防団」ってどんな組織？

消防団は、それぞれの職業につきながら、自営業や会社員、学生などで組織されている消防機関です。

団員皆さんが「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の精神を抱き、地域に密着した組織として、各種災害活動や防火防災訓練を行うなど、安全・安心なまちづくりに欠かせない存在です。

こんな活動をしています

消防団では、平常時と災害時でそれぞれ次のような活動をしています。

■平常時の活動

各種災害活動訓練
春・秋・歳末火災
予防運動などでの
防火広報
消火栓・防火水槽
などの点検調査
防火防災知識の普
及啓発など

■災害時の活動

消火活動
避難勧告などの住
民への広報活動



▲女性団員も活躍中

地震・風水害など
における住民の避
難誘導 など

■入団条件

○健康な18歳以上
の人

○安中市内にお住
まい、お勤めの人

※男性・女性問わ
ず入団できます

■消防団員の処遇

報酬▼年額報酬の
支給があります。

■公務災害補償▼活

動中に負傷した場
合にさまざまな補償があります。

被服等の貸与▼活動に必要な活動服などを貸与
します。

退職報償金▼一定年数以上消防団に在籍した人が
退団したときに支給されます。

表彰▼活動にあたり、功労や実績があった場合、
在籍年数や実績に応じ表彰されます。

学生消防団活動認証制度▼大学生などで1年以上
活動している人に活動の功績を認め、「学生消防
団活動認証状」を交付し、就

職活動を支援します。

詳しくは市ホームページ
「安中市消防団について」を

ご覧ください。



▲ポンプ運用研修会での放水訓練



9月23日 協定を締結しました

市では、曜日や時間帯に関係なくAEDを使用できる環境を整え、市民の救命率の向上を図るため、市内のコンビニエンスストア21店舗にAEDを設置する協定を締結しました。



8月18日 大切にに使わせていただきます

明治安田生命保険相互会社群馬支社の皆さんから、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、「私の地元応援募金」をいただきました。大切にに使わせていただきます。



9月24日 活動を報告しました

安中市地域おこし協力隊として活動している後藤さん、南畝さん、椎名さんの3名の隊員が、これまでの活動内容を報告し、その後、今後の目標などについて意見交換を行いました。



8月25日 協定を締結しました

株式会社荻野屋と、「災害時における施設の一時利用に関する協定」を締結しました。この協定締結により、災害時に、地域住民などの生命の安全確保のため、株式会社荻野屋が所有する「おぎのや横川店」を緊急避難場所として、一時利用することが可能になります。



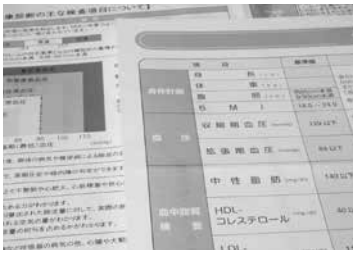
9月30日 協定を締結しました

生活協同組合コープぐんまと地域見守り活動への協力に関する協定の締結式を行いました。この協定はコープの宅配を通して見守り活動を行い、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的としています。



9月17日 書が寄贈されました

書道家の増田幽心さんから、本市の文化芸術の振興に役立ててほしいと、書道作品の寄贈を受けました。寄贈作品は、第71回毎日書道展で会員賞を受賞した作品です。本庁舎1階の市民ロビーに展示されていますので、ぜひご覧ください。



安中市健康増進計画

「いきいき安中健康21」 からのお知らせ

日本では、糖尿病が疑われる人は予備軍を含め、成人の5人に1人と推計されています。また、このうち約4割は、治療が必要であるにも関わらず未治療であることがわかっています。

通常、上昇した血糖値を下げるために「インスリン」というホルモンがはたらきます。しかし…



今日から血糖値を下げる生活習慣改善に取り組みましょう

食習慣改善ポイント

- 食物繊維を含む食品(野菜、海藻類、きのこ類)を摂る
- 野菜から食べる
- ゆっくりよくかんで食べる
- 腹八分目を心がける



運動習慣改善ポイント

- 運動は1日20～30分が目安。朝晩に分けても良い。まずは今より10分多く動いてみる
- 無理のない運動を、定期的に続ける
- 無理はせず、自分に合った強度で行う



子どもの頃から習慣を大切に

子どもの頃から食生活や運動などに関する正しい生活習慣を身につけることが、成人期における生活習慣病を防ぐことにつながります。

どの年代においても、正しい栄養の知識、適度な運動を心がけましょう。また十分な睡眠も必要です。



問合せ▶ 困健康づくり課保健指導係(☎内線1172)次回は12月1日号に「禁煙・COPD」の掲載を予定しています

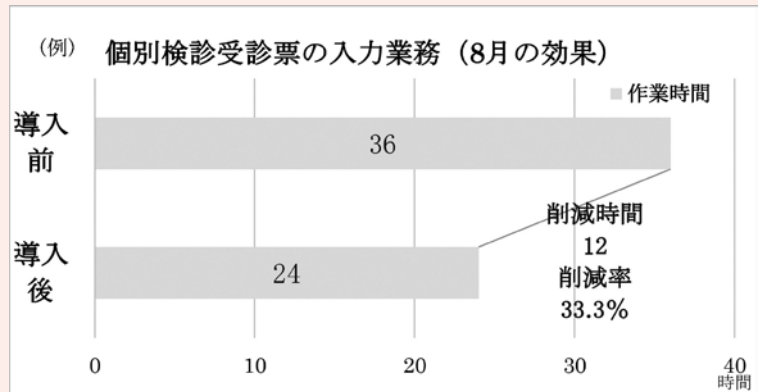
業務の自動化を進めています

市では、令和2年4月1日より、※1「AI - OCR」※2「RPA」というシステムをそれぞれ導入しました。このシステムは、今まで人が手で行っていたパソコンへのデータの入力作業などを自動でおこなうものです。
 ※1「AI - OCR」：申請書やアンケートなどの手書き帳票の文字をAIで認識し、データへと変換する仕組み
 ※2「RPA」：人間がおこなっていた定型的なパソコン操作をロボットにより自動化する仕組み

事例

- ・個別検診受診票のシステムへの入力業務
- ・職員の時間外勤務時間の集計業務
- ・税の未納に関するお知らせの印刷業務
- ・国民健康保険高額療養費の振込関係書類作成業務

どの業務においても、システムを有効に活用しており作業時間の短縮に成功しています。



今後

削減した業務時間を、市民の皆さんへの行政サービスの拡充につなげます。また、今後、少子高齢化が進む社会情勢において、将来的に職員数が減少しても十分な行政サービスを提供することができるよう、ICT(情報通信技術)を活用した業務の効率化を進めていきます。

問合せ▶ 困企画課情報政策係 (☎内線1023、1024)

11月は児童虐待防止月間です

あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます



児童虐待に関する相談件数は年々増加傾向にあります。子ども達は自ら「助けて」とは、なかなか言えません。また、虐待をする保護者も苦しんでいます。「おかしいな」「心配だな」と気になることがあれば、まずは市や児童相談所に連絡してください。通報者のプライバシーは厳守します。匿名でも構いません。電話1本で救われる子どもがいます。

児童虐待・育児に関する相談窓口

- ・児童相談所全国共通ダイヤル(☎189) (24時間 お近くの児童相談所に繋がります)
- ・西部児童相談所(☎027-322-2498)
- ・困子ども課 家庭児童相談室(☎382-8005)
- ・困住民福祉課 福祉子ども係(☎393-7070)

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外にしめだす など

ネグレクト

(養育の放棄・怠慢)
乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする など

児童虐待とは…

性的虐待

子どもへの性的行為
ポルノグラフィの被写体にする など

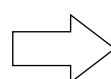
心理的虐待

言葉により脅かす、無視する
子どもの前で家族に対して暴力をふるう など

子どもの心に不安やおびえなどを引き起こします

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、行き過ぎると「虐待」に当たる事もあります。
こんなことしていませんか？

- 何度も言葉で注意したけど言う事を聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった



全て体罰です

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった、子どもを保護するための行為などは該当しません。



男女共同参画推進委員会

第116回

毎年11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動』期間です

●『DV』を知っていますか？

配偶者や恋人などの親しい関係で起こる暴力を、DV・デートDVと呼びます。パートナーの人格を全く無視して、自分の思い通りにするものです。

DVは、身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力も含まれます。また、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことは、面前DVと呼ばれ、子どもへの心理的虐待にあたります。

暴力の背景には、「女性(男性)とはこういうもの(こうあるべき)」といった考え方や、社会的・経済的に優位な立場にある人が弱い立場にある人を支配する構図など、複雑な要因が重なり合っています。

「愛しているから少しくらい暴力をふるってもいい」「束縛することが愛」と、間違っ

●暴力は重大な人権侵害です

DVは主に家庭内で行われるため、周囲から見つかりにくいことが多いです。被害者は行動を監視されたり、実家や友人との付き合いを制限されて、社会的に孤立させられていることがあります。

また、夫婦間や個人の問題ととらえられ、家族や友人に相談できず、被害が深刻化しやすいと言われています。

もし、あなたが周りの人から相談されたときには、ぜひ「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。

誰にでも自由で、自分らしく、安心して暮らしていける権利があります。

親しい間柄であっても、どんな場合であっても「暴力は決して許されません！」というのを忘れないでください。

いつの間にか

こんな毎日になっていませんか？
チェックしてみましょう

- 毎日のように、傷つくようなひどいことを言う
- 大声で怒鳴る
- 何を言っても無視する
- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する
- 実家や友人との付き合いを制限・監視する
- メールなど携帯電話をチェックする
- 物を投げつけたり、突き飛ばす
- 殴る、または殴る真似をする
- 子どもに暴力を見せる

※あなたはひとりではありませんよ※

あなた自身や、あなたの身近にいる人は、DVで悩んでいませんか。少しでも不安に思うことを、相談してくださいね。

安中市DV電話相談
☎027-329-6646

月・火・木・金
午前9時～午後4時
(祝日・年末年始は除く)

- ※相談は無料です。
- ※秘密は守ります。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

ネット予約したホテル。宿泊日を変更した
だけなのにキャンセル料を請求された

【事例】

旅行予約サイトから国内ホテルを予約し、クレジットカードで代金を支払った。しかし、予約が確定した後、チェックインの日付を誤って入力していたことに気づいた。日付の変更ができなかったため、一度キャンセルしてすぐに予約を取り直そうとしたところ、キャンセル料を請求された。



【ひとことアドバイス】

☆旅行予約サイトや宿泊プランにより、予約内容を変更する方法は異なります。変更前の予約をキャンセルしたうえで予約を取り直す必要がある場合は、キャンセル料がかかることがあります。

☆インターネットで旅行を予約するときは、予約確定前に、日付、人数、宿泊先など予約内容に間違いがないか、旅行条件の詳細までしっかりと確認しましょう。

☆キャンセル条件(キャンセル料がいつから、どのくらいかかるか)を必ず確認しましょう。

☆割引プランの中には一度予約すると日程の変更ができな
い、キャンセル料が高額なプランなどもあります。有利な
条件だけに目を向けず、不利な条件がないか、よく確認し
ましょう。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるこ
とがあったら、早めに市消費生活センターにご相談ください。
相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

(☎33002-2228)



生涯学習だより

出前講座のご案内

本市では、市民の皆さんの要望に応じて、市の行政情報および専門知識を有する職員を皆さんが主催する学習の場の講師として派遣(出前)します。なお、ご利用方法は次のとおりです。ぜひご利用ください。

対象▶市内に在住・在勤・在学する人で構成する10人以上の団体

日時▶休日および祝日を除く午前9時から午後9時までの2時間以内

会場▶市内(会場確保および準備は利用者が行ってください)

講師料▶無料(会場使用料などは除きます)

申込み▶利用予定日の1カ月前までに各担当課へ直接お申し込みください(担当課調整の結果、お受けできない場合もあります)。申込書は市ホームページに掲載してあります。詳しくは各講座の担当課へお問い合わせください。

備考▶新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい生活様式を実践していただき、人数や会場の選択など十分に配慮したうえでご利用をお願いします。

1. 市の行政情報関連講座

令和2年11月1日現在

No	講座名	内 容	担当課	内線番号
1	選挙のはなし	選挙のしくみと守るべきルールについて	行政課	1040
2	情報公開のはなし	情報公開制度のしくみについて	行政課	1040
3	防犯について	防犯対策について	危機管理課	1130
4	交通安全講座	交通安全対策について	危機管理課	1130
5	防災のキホン	災害から命を守るために必要なキホンのお話し	危機管理課	1130
6	我が家の固定資産税は	土地と家屋の固定資産税について	税務課	1060
7	国保税のしくみ	国民健康保険税についてのはなし	税務課	1060
8	所得にかかる税金のはなし	給料や年金などの収入にかかる税金について	税務課	1060
9	戸籍のはなし	戸籍のしくみについての説明	市民課	1101
10	国民健康保険のはなし	国民健康保険制度について	国保年金課	1113
11	後期高齢者医療制度のはなし	後期高齢者医療制度について	国保年金課	1113
12	男女共同参画について	男女共同参画社会の実現に向けて	市民生活課	1139
13	悪徳商法対策	悪徳商法から自分を守るために	市民生活課	1208
14	市の環境について	環境への取り組みについて	環境政策課	1882
15	ごみの処理について	ごみ処理の仕組みと課題	クリーンセンター	1800
16	障害者の福祉サービス	身体障害者・知的障害者の福祉サービスについて	福祉課	1151
17	やさしい手話	手話体験	福祉課	1151
18	乳幼児の健康管理	乳幼児の健康管理について	健康づくり課	1170
19	介護保険のしくみ	介護保険制度のはなし	介護高齢課	1186
20	高齢者福祉サービスについて	介護保険対象サービス以外のサービスについて	介護高齢課	1181
21	成年後見制度について	判断能力が衰えた方の財産や権利を守る制度について	介護高齢課	1188
22	観光地域づくり	観光地域づくり(DMO)について	観光課	2622
23	都市計画のはなし	都市計画の役割・仕組みについて紹介	都市整備課	1211
24	水のはなし	命とくらしをささえる水	上水道工務課	3121
25	農業委員会について	農業委員会の業務とその役割について	農業委員会	1451
26	やさしい人権学習	人権問題を扱い、明るいまちづくりについて	生涯学習課	2240
27	生涯学習のまちづくり	生涯学習を通したまちづくりについて	生涯学習課	2240
28	市の文化財について	国・県・市指定文化財について	文化財保護課 (学習の森)	3420
29	市内遺跡発掘調査について	遺跡の紹介と考古資料から見た市の歴史について	文化財保護課 (学習の森)	3420
30	安中市の歴史と人物について	市の歴史と市に関係する歴史上の人物について紹介	文化財保護課 (学習の森)	3420

2. 市職員個人による講座

No	講座名	内 容	担当課	内線番号
1	マラソン・ウォーキング教室	マラソン・ウォーキング指導	観光課	2622

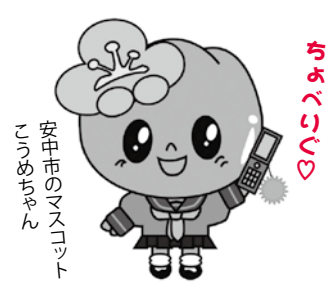
安政遠足のはじまり

昭和35年(1960)5月、碓氷峠・熊野神社の神職宅から1冊の古文書「安中御城内御諸士御遠足着順帳」が発見されました。そこには安中藩士が安中城から熊野権現までの約29キロを走ったことが記されていました。

その後、「遠足」を復活させようと、昭和50年6月に第1回安政遠足(侍マラソン)が行われました。現在では例年5月に開催され、関所・坂本コースも新設されています。当初、走者の多くは侍に扮していましたが次第に他の仮装も見られるようになり、今では仮装できるマラソン大会として有名になりました。現在、帰路はバスを利用しますが、江戸時代は自らの足で帰らなければならず、馬や駕籠を使うと厳しいお叱りを受けたそうです。



第1回安政遠足 昭和50年6月



【クイズ】このこうめちゃんはいつ頃の女子高生でしょうか？
(答えはページの左下)

あの日あの頃この町で
〜写真で振り返る安中市〜
企画展では安中市の懐かしい写真を多数
展示しています。ぜひ来館ください。
【展示期間】10月1日(水)〜2月21日(日)

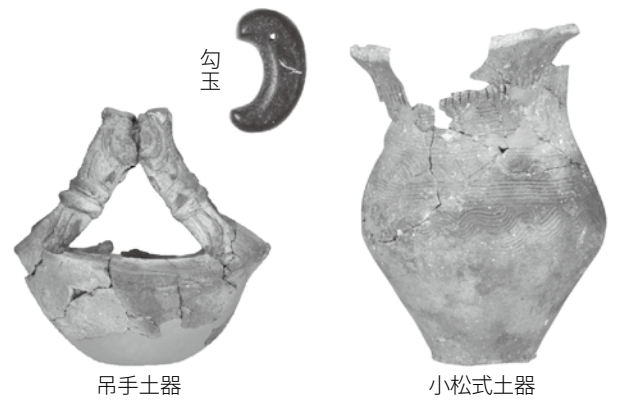
※展示期間は変更になる可能性があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。

峠を越えた古代人
〜令和3年3月31日



3階ミニ展示コーナー リニューアル!

西横野中部地区遺跡群(松井田町人見・二軒在家)で出土した、縄文時代から古墳時代の遺物を展示しています。今回は他の地域から安中市内に持ち込まれたものを中心に取り上げました。安中市の歴史に思いをはせてみてはいかがでしょうか。



明治から大正・昭和・平成・令和まで、安中市の風景や祭りの写真を掲載。

図録
あの日あの頃この町で
〜写真で振り返る安中市〜
販売中 1,600円
A4判・122頁 掲載写真183枚

【クイズのこたえ】平成初期の女子高生。ルーズソックス、ミニスカート、ケータイ電話、ケータイストラップなどが流行しました。

問合せ▶安中市学習の森 ふるさと学習館
安中市上間仁田951 ☎382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp

アプリを使って感染拡大を防止

厚生労働省が配信している新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoAココア)をスマートフォンにインストールすると、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

また、アプリ利用者は検査の受検など、保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで感染拡大防止につながりますので、ぜひご利用ください。



▲Android版



▲iOS版



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,612	22,106	250	273
松井田地域	6,143	6,397	32	65
合計	27,755	28,503	282	338

合計 56,878人 世帯数 24,716 (令和2年9月末日現在)



お知らせ

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

5年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。控除を受けるには、その年の1月1日から12月31日までに納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にコンビニエンスストアで保険料を納付した一部の人は、11月中旬に送付されます。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の2月上旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付した

場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会や、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

保険料の追納をお勧めします

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間については、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けたままであとから保険料を納めなかった場合、その期間については、年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

そこで、これらの期間は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納する場合には、当時の保険料に経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

詳しくは、高崎年金事務所へ相談してください。

保険料を納め忘れた人には電話や訪問による納付のご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

せんか。

保険料の納め忘れなどで未納となっている人に対して、日本年金機構が委託した会社(株式会社アイヴィジット)が電話や訪問により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するについてお尋ねすることはありません。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

問合せ

高崎年金事務所国民年金課

(☎027-322-4299)

労働保険は

働く皆さんを守ります

11月は労働保険適用

促進強化期間です

常用・パート・アルバイト労働者など一人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入が義務づけられています。

まだ加入手続をされていない事業主は、すぐに加入手続をお願いします。加入の手続き、ご相談は、群馬労働局労働保険徴収室または、最寄りの労働基準監督署、ハローワークへお願いします。

問合せ

群馬労働局総務部労働保険徴収室

(☎027-896-4734)



田島 花子 さん
(磯部)



松本 きみ糸 さん
(岩井)



後藤 みどり さん
(松井田町八城)

100歳おめでとうございます
次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気にお過ごしください。

11月は計量強調月間です

質量計、電気・ガス・水道メーター、体温計、血圧計、ガソリンメーターなど、私たちの身の回りでは、さまざまな計量器が使われています。私たちの暮らしが安全で安心であるためには、これらの計量器が正しく使われていることが重要です。

計量の正しい知識と理解を広め、計量制度の普及や計量意識の一層の向上を図るため、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」とし、11月は「計量強調月間」と定められています。この機会に、身の回りの計量器に目を向けてみましょう。

群馬県計量検定所では、家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認のご依頼を受け付けています。また、計量についてのご相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。

相談日▼月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

相談時間▼午前9時～午後4時

相談方法▼来所または電話

相談・問合せ▼

群馬県計量検定所(前橋市下大島町81

13)

(☎027-263-2436)

**本市民課
休日窓口開設日**

11月1日・15日 12月6日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

**フレイルを
予防しましょう Vol.8**



①椅子に座って、背もたれから背中を離し、あごを引き、胸を張ってよい姿勢を作ります。
②手を耳たぶがつかめるくらいの高さに持っていく。顔は前を向いたまま、姿勢を崩さないように、1.2.3.4のカウントで、両手を真上に伸ばします。

③5.6.7.8のカウントで、腕を曲げて開始位置に戻ります。(8回)

ポイント▶腕はできるだけ真上に向かってまっすぐに、滑らかに動くよう心がけます。痛みが出たら中止してください。

正しい方法、詳しい内容は地域包括支援センターまで
出典▶高齢者の暮らしを拓げる10の筋力トレーニング
制作▶群馬県地域リハビリテーション支援センター



講座・教室

安中市カウンセリング研究会

一般公開学習会

Zoomによるオンライン

学習会のお知らせ

安中市カウンセリング研究会では、毎年2回ほど、学習会を一般公開し、市民の皆さんと一緒に学んできました。今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、集まる学習会が難しい状況となりました。



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.30

皆さんこんにちは。地域おこし協力隊の椎名です。

活動報告vol.27でご報告した繊維が取れる植物や野菜の栽培について、繊維についての学びを深めることや自家採種を目標にしながら、引き続き挑戦しています。同時に無肥料栽培にも挑戦中ですが、土壌などの環境が整うには、もう少し時間と知識が必要だと感じています。

栽培している植物のひとつに、在来種である和綿を含む4種類の綿花があります。苦戦している植物栽培ですが、なんとか綿花は花を咲かせてくれました。無事に収穫ができ、和綿の白をはじめ、色とりどりのコットンボールでの糸つむぎができると嬉しいです。



そこで、新たな試みとして、Zoomを使用したのオンライン学習会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

日時▼
第1回 11月25日(水)午後7時～9時
第2回 12月2日(水)午後7時～9時
講義90分、質疑30分の予定です。

講師▼武蔵野大学教授 大崎 広行 先生

大崎先生は安中第一中学校のスクー
ルカウンセラーをされていたことがあ
ります。安中市カウンセリング研究会
では、毎年家庭教育カウンセリング講
座で講師を務めていただいています。

内容▼
第1回 「青少年の問題行動と発達障
害」
第2回 「学校におけるソーシャルワ
ークの実際」

参加費▼無料
定員▼20人(先着順)
募集期間▼11月4日(水)～17日(火)
申込み・問合せ▼
[困]生涯学習課社会教育係
参加希望の人は左記メールアドレスへ
ご連絡ください。
ko-karube@city.annaka.lg.jp
※メールの件名を「オンライン学習



健康

一般介護予防教室

**「転倒予防ウォーキング教室
」目指せ！見た目年齢10
歳！！」**

自分の歩き方や姿勢を見直してみま
せんか。ちょっとした意識や歩き方の
工夫で、つまずいたり転んだりするこ
とを予防できます。美脚と健康な脚を
手に入れましょう。

※新型コロナウイルスなどの影響で、
中止になる場合があります。

※感染症予防のため、会場でのマスク
着用をお願いします。

※当日は自宅での体温測定を行い、発
熱などの症状がある場合は参加をご遠
慮ください。

会」とし、本文に希望日(25日、2日
または両日)、氏名、電話番号を明記
のうえ、お申し込みください。通常、
土、日、祝日を除く1～2日でメール
を返信します。

3日以上返信がない場合には電話(☎
内線2242)にお問い合わせください。
い。

電話での問合せは午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

**皆さんの声を
お待ちしております**

市役所[困]、[困]、各地区の公民
館・生涯学習センターに、皆さん
の声をお聞きするため、「市民の
声」を投稿できるポストを配置し
ています。

皆さんが日々
感じているこ
とやご意見など
をぜひお聞かせ
ください。



日時▼
12月4日(金)午後1時30分～3時
12月18日(金)午後1時30分～3時

場所▼松井田文化会館小ホール

参加条件▼市内在住の概ね65歳以上の
人で、2日間参加できる人優先

参加費▼無料

持ち物▼飲み物、フェイスタオル、体
育館シューズ

定員▼15人(先着順)
申込期間▼11月13日(金)午前9時～
申込み・問合せ▼
[困]介護高齢課地域包括支援センター
(☎内線1188・1189)

行事カレンダー

11月1日▶12月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
11月			21	土		3	木	●第4回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定)9:00～
1	日	●ふるさと学習館企画展 「あの日あの頃この町で」(～2/21)	22	日				●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋内施設 ㊦ 18:30～
2	月		23	月・祝		4	金	●第4回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定)9:00～
3	火・祝	●旧中山道ウォーキング	24	火		5	土	
4	水		25	水	●安中市カウンセリング研究会 Zoomによるオンライン学習会 19:00～21:00	6	日	
5	木				●第11回農業委員会総会 ㊦201会議室 13:30～	7	月	
6	金		26	木		8	火	●第4回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～
7	土		27	金		9	水	●第4回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～
8	日		28	土		10	木	
9	月	●秋季全国火災予防運動(～15日)	29	日		11	金	●第4回安中市議会定例会 閉会(予定)9:00～
10	火		30	月	●第4回安中市議会定例会 開会(予定)9:00～	12	土	
11	水		12月			13	日	
12	木		1	火	●冬の県民交通安全運動(～10日)	14	月	
13	金		2	水	●第4回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定)9:00～	15	火	
14	土				●安中市カウンセリング研究会 Zoomによるオンライン学習会 19:00～21:00			
15	日	●第4回松井田城歴史講演会 松井田文化会館大ホール 開場 13:30 開演 14:00			●体育施設利用者調整会議(1～3月) 旧安中市屋外施設 ㊦ 18:30～			
16	月				●旧松井田町屋内外施設 ㊦ 18:30～			
17	火							
18	水	●子育てサポーター養成講座 文化センター大会議室 10:00～16:00						
19	木	●子育てサポーター養成講座 文化センター大会議室 10:00～16:00						
20	金							

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

令和元年度人権作品集「おもいやり」から
いじめについて
安中市立松井田北中学校
一年 萩原 加奈

「いじめ」。その言葉は、関係ないようで意外と身近な言葉かもしれません。そこで、みなさんはいじめと聞いてどのようなことを思い浮かべますか。テレビや本などで「昔いじめられていた」という人の意見を聞いてみると、その原因は、「名前が変」や「障がいを持っている」などで、他にも「ちやほやされている」、「自分に逆らう」などがあるようです。

ですが、それらは人をいじめていい理由とはなりません。人にはそれぞれの個性があり、個性を否定する権利は誰にもないはずだからです。

でも、そのような理不尽で自分勝手な理由で心を傷つけられ自殺をしようとする人がいます。今も、いじめにより苦しんでいる人がたくさんいます。

それでは、いじめとはどのようなものなのでしょう。それは、弱い人などをさまざまな方法で肉体的、精神的に苦しめることです。肉体的ないじめの例としては基本的に暴力、精神的ないじめとしては悪口、嫌がらせなどです。他にもさまざまないじめがあり、本人が苦痛を受けたらいじめとなります。

私がいじめを受けたとしたら、どちらか辛いですが、精神的ないじめの方が苦しいと思います。肉体的な傷は、いつか治るけれど精神的な傷はずっと残ってしまうからです。例えば、朝、登校してきたら机にひどい悪口などの落書きが書いてあったら、私は心に深い傷ができてしまいます。一気に笑顔が消えて学校に行きたくなるはず。そしてそのあととどろんどろどろ追いついてきたら、不登校、ひきこもり、最終的には自殺までいくかもしれません。考えてみるとゾッとします。本当にこのようなことが起こっていったら、絶対止めなくてはいいけないと思いませんか。(つづく)

休館のご案内

恵みの湯	11/4・17 12/1・15	碓氷川熱帯植物園	11/4・10・17・24 12/1・8・15
峠の湯	11/10・24 12/7・8・9	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	11/2・4・9※・16・24・30※ 12/7・14※
鉄道文化むら	11/24	学習の森	11/4・10・17・24・25 12/1・8・15
文化センター(※は図書館のみ休館です)	11/3・10・17・24・25・30※ 12/1・8・15	いきいき長寿センター	11/2・4・9・16・23・24・30 12/7・14
文化会館	11/2・9・16・24・30 12/7・14		

相談案内

11月1日▶12月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 11/5・19 12/3 9時～11時30分 ☎ 11/2 12/7 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 11/6・20 12/4 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
人権相談	☎ 11/19 13時30分～15時30分 ☎ 11/20 13時30分～15時30分 ☎・☎ 特設相談日 12/4 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分 ☎ 毎週金曜日(祝日を除く) 14時～16時	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 11/5 12/3 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1188) (65歳未満) ☎ 福祉課(☎内線 1155)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談	☎ 12/1 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります。



給水管修理当番業者 (11月1日～12月15日) 上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合☎385-4401】

11 月	16日	23・1・3	12 月	
1日	12・11・6	17日	9・11・6	
2日	15・21・7	18日	16・21・7	
3日	13・25・4	19日	12・25・4	
4日	14・24・17	20日	15・24・17	
5日	10・19・18	21日	13・19・18	
6日	20・2・22	22日	14・2・22	
7日	23・8・5	23日	10・8・5	
8日	9・1・3	24日	20・1・3	
9日	16・11・6	25日	23・11・6	
10日	12・21・7	26日	9・21・7	
11日	15・25・4	27日	16・25・4	
12日	13・24・17	28日	12・24・17	
13日	14・19・18	29日	15・19・18	
14日	10・2・22	30日	13・2・22	
15日	20・8・5		15日	16・19・18

	業者名	TEL		業者名	TEL
1	(株)群馬水工	382-9433	14	(株)半田組	385-8374
2	(有)入沢電気商会	382-1609	15	(有)福美商事	381-0293
3	(有)内堀設備工事	393-0157	16	(有)松本住設	385-6278
4	(有)黒須設備工業	381-1148	17	(株)茂木設備	381-6616
5	群栄工業(株)	393-1012	18	(有)山田タイル工業	381-0075
6	児玉工業(有)	393-3118	19	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7	(有)佐藤商店	395-2323	20	(株)ユタカ	385-7647
8	佐藤燃料(株)	381-1111	21	オオカワラ住器	382-1987
9	(有)渋谷設備	381-1262	22	(株)反町備工	384-2058
10	(有)ジーワイ燃設	382-2891	23	第一設備工業(有)	385-8769
11	(有)須藤工業	388-1178	24	(株)フェニックス	382-5262
12	(有)武美工業	382-5061	25	(株)白坂工業	382-4710
13	(有)田中工作所	385-4126			



市ホームページに 「広告」を 掲載しませんか

ホームページをお持ちの企業や事業所の皆さん、バナー広告を掲載しませんか。

市は地域経済の活性化を目的に、市ホームページに広告掲載を希望する事業者を募集しています。

市ホームページは、幅広い世代の人が閲覧しています。

募集している箇所は、市ホームページのうちトップページです。ホームページをお持ちの企業や事業所の皆さん、PRやイメージアップにご活用ください。募集概要は以下のとおりです。

掲載場所▶トップページ下部

掲載広告サイズ▶縦60×横150(ピクセル)・10キロバイト以内・GIF・JPG・PNG形式(透過GIF・動画表現を除く)

掲載料▶1枠月額8,800円(消費税含む)

問合せ▶バナー広告枠の販売は、広告代理店が行っています。広告内容などの詳細は、広告代理店に直接ご連絡ください。

○株式会社ヒューマンサポート 広告事業部

(☎380-1660 ☎379-0129 安中市下礪部1006

メール: anchoco@h-support.jp)

広告掲載場所

広告

広告

広告